

熊本市公報

第1487号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

条例

- 熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（第45号）……………2208
- 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（第46号）……………2212
- 熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（第47号）……………2213
- 熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第48号）…2214
- 熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例
の一部を改正する条例（第49号）……………2216
- 熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第50号）……………2217

規則

- 熊本市香りの森条例施行規則の一部を改正する規則（第68号）……………2219
- 熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則（第69号）……………2220
- 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規
則（第70号）……………2222
- 熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定
める規則の一部を改正する規則（第71号）……………2223
- 熊本市火災予防規則の一部を改正する規則（第72号）……………2224
- 児童手当の支払に関する規則の一部を改正する規則（第73号）……………2225
- 熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第74号）……………2226
- 熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部
を改正する規則（第75号）……………2228
- 熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第76号）……………2229
- 熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第77号）……………2230
- 熊本市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（第78号）……………2231

訓令

- 熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第6号）……………2232

条 例

条例第45号

令和6年9月27日

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（平成12年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成12年4月」を「令和6年4月」に改め、同条第2項中「1,0025」を「1,027」に改め、同項ただし書中「5,890,200円」を「5,904,900円」に改める。

第2条第1号中「1,132,700円」を「1,163,300円」に改め、同条第2号中「849,500円」を「872,400円」に改め、同条第3号中「792,000円」を「813,400円」に改める。

第3条中「一」を「いずれか」に、「平成12年4月分以降」を「令和6年4月分以降」に改め、同条第1号中「平成12年4月分から平成15年3月分までにおいては、269,900円」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第62条の2第1項第1号に規定する子が2人以上あるときの加算額が267,500円を上回る場合にあっては、267,500円に恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）（以下「令」という。）第2条第1項で定める額を加算した額」に改め、同条第2号中「平成12年4月分から平成15年3月分までにおいては、154,200円」を「国民年金法等の一部を改正する法律附則第78

条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第1号に規定する子が1人あるときの加算額が152,800円を上回る場合にあっては、152,800円に令第2条第2項で定める額を加算した額」に改め、同条第3号中「平成12年4月分から平成15年3月分までにおいては、154,200円」を「国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第2号に規定する加算額（国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条の3又は第27条の5の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。）が152,800円を上回る場合にあっては、152,800円に令第2条第3項で定める額を加算した額」に改める。

第4条第1項中「（昭和60年法律第34号）」を削る。

別表を次のように改める。

別表

退隠料、遺族扶助料の年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
1,147,000	1,178,000
1,197,800	1,230,100
1,250,000	1,283,800
1,301,700	1,336,800
1,354,600	1,391,200
1,387,400	1,424,900
1,420,300	1,458,600
1,457,600	1,497,000
1,510,800	1,551,600
1,556,600	1,598,600
1,599,400	1,642,600
1,651,000	1,695,600
1,703,100	1,749,100
1,759,800	1,807,300

1, 817, 200	1, 866, 300
1, 888, 700	1, 939, 700
1, 933, 900	1, 986, 100
1, 992, 000	2, 045, 800
2, 048, 700	2, 104, 000
2, 161, 000	2, 219, 300
2, 191, 200	2, 250, 400
2, 277, 800	2, 339, 300
2, 392, 800	2, 457, 400
2, 520, 000	2, 588, 000
2, 584, 900	2, 654, 700
2, 646, 800	2, 718, 300
2, 735, 200	2, 809, 100
2, 787, 300	2, 862, 600
2, 938, 000	3, 017, 300
3, 012, 900	3, 094, 200
3, 090, 900	3, 174, 400
3, 241, 400	3, 328, 900
3, 393, 000	3, 484, 600
3, 432, 600	3, 525, 300
3, 557, 900	3, 654, 000
3, 735, 700	3, 836, 600
3, 911, 900	4, 017, 500
4, 020, 600	4, 129, 200
4, 126, 700	4, 238, 100
4, 342, 000	4, 459, 200
4, 552, 800	4, 675, 700
4, 594, 200	4, 718, 200
4, 758, 000	4, 886, 500
4, 964, 600	5, 098, 600

5, 170, 100	5, 309, 700
5, 374, 200	5, 519, 300
5, 503, 100	5, 651, 700
5, 640, 400	5, 792, 700
5, 904, 900	6, 064, 300

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正14年告示第25号）及びこの条例による改正前の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の規定に基づいて支給された退隠料又は遺族扶助料は、改正後の条例の規定による退隠料又は遺族扶助料の内払とみなす。

条例第46号

令和6年9月27日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1に次のように加える。

15	乳幼児又は児童を養育している者等に対する当該乳幼児又は児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

条例第47号

令和6年9月27日

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

熊本市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第64号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第1号の表熊本市立中緑小学校の項から熊本市立川口小学校の項までを削り、同条第2号の表熊本市立天明中学校の項を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 義務教育学校

名称	位置
熊本市立天明みらい学園	熊本市南区奥古閑町2146番地1

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

条例第48号

令和6年9月27日

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（熊本市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中「前項第1号から第3号まで」を「第1項各号」に、「前項第1号に」を「第1項第1号に」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、熊本市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、

当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第49号

令和6年9月27日

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第2条第20項」を「第2条第21項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 50 号

令和 6 年 9 月 27 日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 50 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項中「6 箇月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）」を加える。

第 30 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 24 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提出理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

規 則

規則第68号

令和6年9月26日

熊本市香りの森条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市香りの森条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市香りの森条例施行規則（平成17年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第3項中「（様式第2号）」を削る。

第3条第1項中「（様式第3号）」を削り、同条第3項中「（様式第4号）」を削り、同条第4項中「（様式第5号）」及び「（様式第6号）」を削る。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、条例第3条に規定する使用の許可を受けた者は、許可及び許可に付した条件の範囲内で火気を使用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第5条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第69号

令和6年9月26日

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

熊本市災害救助法施行細則（平成31年規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号イ中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等を設置し」に改め、同号ウ中「340円」を「350円」に改め、同項第2号ア(イ)中「6,775,000円」を「6,883,000円」に改め、同表第2項第1号ウ中「1,230円」を「1,330円」に改め、同表第3項第3号アの表中

「

19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

」

を

「

19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

」

に改め、同号イの表中

「

6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

」

を

「

6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

」

に改め、同表第6項第1号イ中「50,000円」を「51,500円」に改め、同項第2号ア中「自ら」を「、自ら」に改め、同号イ(ア)中「706,000円」を「717,000円」に改め、同号イ(イ)中「343,000円」を「348,000円」に改め、同表第8項第3号イ(ア)中「4,800円」を「5,200円」に改め、同号イ(イ)中「5,100円」を「5,500円」に改め、同号イ(ウ)中「5,600円」を「6,000円」に改め、同表第9項第3号中「219,100円」を「226,100円」に、「175,200円」を「180,800円」に改め、同表第11項第4号ア中「3,500円」を「3,600円」に改め、同号イ中「5,500円」を「5,700円」に改め、同表第12項第2号中「138,700円」を「140,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第70号

令和6年9月27日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

15 乳幼児又は児童を養育している者等に対する当該乳幼児又は児童の医療費の助成に関する事務	熊本市こども医療費助成規則（平成11年規則第31号）第6条第1項に規定する助成金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
	熊本市こども医療費助成規則第12条に規定する助成金の受給資格の喪失又は変更に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第71号

令和6年9月27日

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定める規則（平成12年規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中「81万円」を「82万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定める規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

規則第72号

令和6年9月27日

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則

熊本市火災予防規則（昭和63年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を削る。

第5条第3項を削る。

第6条の3第2項を削る。

第6条の5第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第6条の7第2項を削る。

第6条の8第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第6条の10第2項を削る。

第12条の3第2項中「の申請書を受理したときは、その1部に申請受理印を押印し、当該申請者に返付するとともに、当該」を「に規定する」に改める。

第13条第2項を削る。

第14条第2項を削る。

第16条第2項を削る。

第17条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

別表第2中「取扱って」を「取り扱って」に、「取扱う」を「取り扱う」に改め、同表備考第4項各号中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

規則第73号

令和6年9月27日

児童手当の支払に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

児童手当の支払に関する規則の一部を改正する規則

児童手当の支払に関する規則（昭和54年規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「法附則第2条第1項に規定する給付を含む。」を削る。

第2条中「（法附則第2条第4項の規定により準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童手当の支払に関する規則の規定は、令和6年10月以降の月分の児童手当の支給について適用し、同年9月以前の月分の児童手当（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項に規定する給付を含む。）の支給については、なお従前の例による。

規則第74号

令和6年9月27日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成8年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第11項中「、こども・若者総合相談センター」を削り、同条第12項中「建築審査室」の次に「、市電延伸室」を加える。

別表(6)こども局の表こども福祉部の部こども家庭福祉課の項事務分掌の欄中第16号を次のように改める。

(16) 若者・ヤングケアラー支援センターに関すること。

別表(6)こども局の表こども福祉部の部こども・若者総合相談センター（室）の項を削る。

別表(10)都市建設局の表交通政策部の部移動円滑推進課の項事務分掌の欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市電延伸室（室）に関すること。

別表(10)都市建設局の表交通政策部の部移動円滑推進課の項の次に次のように加える。

市電延伸室 （室）	(1) 市電の延伸に関すること。
--------------	------------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（熊本市こども・若者総合相談センター規則の廃止）

- 2 熊本市子ども・若者総合相談センター規則（平成20年規則第32号）は、廃止する。

（熊本市物品会計規則の一部改正）

- 3 熊本市物品会計規則（昭和40年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「払い出し」を「払出し」に改める。

別表都市建設局の部都市政策部の款の次に次のように加える。

交通政策部	移動円滑推進課	市電延伸室
-------	---------	-------

（熊本市保健所条例施行規則の一部改正）

- 4 熊本市保健所条例施行規則（昭和43年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、子ども・若者総合相談センター」を削る。

（熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部改正）

- 5 熊本市児童相談所設置条例施行規則（平成24年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、子ども・若者総合相談センター」を削る。

規則第75号

令和6年9月27日

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

名称	設置目的	設置期間
熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等業務受託事業者選定委員会	熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等業務に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第76号

令和6年9月27日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成19年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「149,800」を「155,000」に、「150,700」を「155,500」に、「151,500」を「156,000」に、「152,400」を「156,500」に、「153,300」を「157,000」に、「154,300」を「157,500」に、「155,300」を「158,000」に、「156,100」を「158,500」に、「157,000」を「159,000」に、「158,000」を「159,500」に、「159,000」を「160,000」に、「159,900」を「160,500」に、「160,900」を「161,000」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

規則第77号

令和6年9月27日

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「149,800」を「155,000」に、「150,700」を「155,500」に、「151,500」を「156,000」に、「152,400」を「156,500」に、「153,300」を「157,000」に、「154,300」を「157,500」に、「155,300」を「158,000」に、「156,100」を「158,500」に、「157,000」を「159,000」に、「158,000」を「159,500」に、「159,000」を「160,000」に、「159,900」を「160,500」に、「160,900」を「161,000」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

規 則 第 78 号

令和 6 年 10 月 8 日

熊本市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

熊本市食品衛生法施行細則（昭和 36 年規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条を第 20 条とする。

第 18 条第 1 項中「指定成分等含有食品健康被害情報届」を「健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票」に改め、同条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（健康被害に関する情報の提供）

第 18 条 省令別表第 17 第 9 号ロ及びハに規定する健康被害に関する情報を提供しようとする者は、健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票を保健所長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓 令 第 6 号

令和6年9月30日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成8年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第11条中子ども・若者総合相談センター所長専決事項の項を削る。

別表第3中「庁舎建設準備室」及び「子ども・若者総合相談センター」を削り、

「建築審査室」を 「建築審査室
市電延伸室」 に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。